

標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令の一部改正について

平成 25 年 7 月
人事・恩給局

1. 府令第 1 条第 4 項の規定の趣旨

- 標準的な官職を定める政令（平成 21 年政令第 30 号。以下「政令」という。）及び標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令（平成 21 年内閣府令第 2 号。以下「府令」という。）においては、職制上の段階及び職務の種類に応じ、標準的な官職を定めている。
- 政令表一の項第 3 欄第 1 号においては、一般行政の職務の種類のうち、本省内部部局等に置かれる事務次官の属する職制上の段階について規定しており、各省の事務次官以外にも、内閣法制次長や人事院の事務総長等、事務次官に相当する官職について規定しているところ。
- この点、内閣官房に置かれる内閣審議官については、その指揮監督下の組織が政策課題の優先順位等に応じて柔軟に変更され、当該内閣審議官の担当分野ごとに職制上の段階が多少変化する場合があることから、各省の事務次官に相当するものを「内閣審議官のうち内閣府令で定めるもの」として府令に委任している。
- 具体的には、府令第 1 条第 4 項において、人事院規則 9－42（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）第 2 項において省名審議官と同等の号俸とされている内閣審議官を規定している。

2. 今般の改正の概要

今般、行政改革推進本部国家公務員制度改革事務局の設置に関する規則（平成 25 年 7 月 11 日内閣総理大臣決定）に基づいて、内閣官房に行政改革推進本部国家公務員制度改革事務局が設置され、同事務局に置かれる「事務局長」が、人事院規則 9－42（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）第 2 項において、省名審議官と同等の号俸と規定されることとなった。これを踏まえ、府令第 1 条第 4 項第 7 号に行政改革推進本部国家公務員制度改革事務局長に係る規定を追加するもの。

3. 施行期日

公布の日から施行する。

4. その他

本改正については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号に該当するため、同条第 1 項（意見公募）の規定は適用されないものである。